

# eLTAXのご利用について

eLTAX（エルタックス）は、事務所や自宅のパソコンからインターネットを通じて給与支払報告書の提出が可能で、事業者の事務軽減に配慮したシステムです。松山市では、給与支払報告書の提出のほか個人市・県民税において下記の手続きが可能です。

## ご利用の流れ

- 1 電子証明書を取得する
- 2 利用届出を行う
- 3 「手続き完了通知」メールを受け取る
- 4 PCdeskを入手する

## 個人市・県民税の手続き

- 特別徴収義務者の所在地、名称変更届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出

## ☆こんなメリットがあります☆

- 複数の地方公共団体への申告などを、一つの窓口（ポータルセンタ）で行えます。
- 無料のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）は、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算など、さまざまな支援機能があり給与支払報告書等の作成をサポートします。
- 特別徴収税額通知が電子データで送付されるため、通知の管理やデータの入力作業等の負担が軽減されます。
- 市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データなども利用できます。
- 個人市・県民税（特別徴収分）などの対象税目について、複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子納税ができます（共通納税）。

## ◎eLTAXまたは光ディスク等による給与支払報告書の提出義務について

平成30年度の税制改正により、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、基準年（前々年）の税務署への源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務化されました。

### eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」:<https://eltax.custhelp.com/>



# eLTAX及び光ディスク等による給与支払報告書の提出について



## 1. 必ずマイナンバー・法人番号・指定番号を入力してください。

マイナンバー制度の導入により、給与支払報告書にマイナンバーや法人番号の入力が必要になりましたので、必ず入力をお願いいたします。

また、誤って第三者へ通知されることを防ぐため、指定番号〔給与支払報告書（総括表）の右上に印字〕についても、必ず入力をお願いいたします。

## 2. 事業所所在地や名称の変更があった場合は必ず届け出てください。

松山市で把握している事業所所在地や名称は給与支払報告書（総括表）に印字しているとおりです。内容に変更がある場合は、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

## 3. 給与受給者（支払いを受ける者）のカナ氏名は正確に入力してください。

給与受給者のカナ氏名は姓と名の間にのみ1文字分のスペースを設定してください。

〈入力の方法：半角カナで入力〉 ×マツマタマ → ○マツマ タマ

## 4. 普通徴収を希望する場合は、必ず以下の2点を入力してください。

退職等の理由により特別徴収できない従業員については、給与支払報告書（個人別明細書）に以下の2点を必ず入力してください。

①普通徴収欄にチェックを入れる。

②摘要欄に「普A～普D」（下表参照）のうち該当する略号を入力する。

上記の一方でも入力のない場合や該当する理由がない場合は特別徴収となります。

※摘要欄に略号の入力ができない場合はお問い合わせください。

略号	普通徴収への切替申請理由
普A	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
普B	給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額 965,000 円以下
普C	退職者・退職予定者（5月末日まで）
普D	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄給与該当者

## 5. eLTAXで提出する場合は、受取方法と受給者番号を入力してください。

●eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）および特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法を選択してください。

●電子での受け取りを希望する場合は、メールアドレスを入力してください。

●特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子で受け取る場合は、受給者番号を入力してください。

※ 電子と書面（紙）、両方の形式で通知を受け取ることはできません（副本の提供はありません）。

お問い合わせ先 **松山市役所 市民税課**

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6266・6290～6298

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html>